

(1) 学校給食センター運営委員会について

印西市学校給食センター運営委員会については、条例・規則で設置の趣旨や組織内容などが規定されています。

印西市学校給食センターの設置及び管理に関する条例（抜粋）

（運営委員会）

第6条 給食センターの適正な運営を図るため、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問機関として、印西市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の委員の定数は、10人以内とする。

（委員）

第7条 運営委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。

印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則（抜粋）

（学校給食費）

第8条 保護者並びに学校給食を受ける教職員及び市職員は、学校給食費を納入しなければならない。

2 学校給食費の額は、印西市教育委員会が条例第6条第1項に規定する印西市学校給食センター運営委員会に諮問をし、その答申に基づき、市長と協議をして決定するものとする。

（組織）

第16条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 公立小中学校長代表 2人以内
- (2) 公立小中学校保護者代表 4人以内
- (3) 知識経験を有する者 4人以内

（任期）

第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、当然退職するものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第18条 運営委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。

3 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第19条 運営委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 運営委員会は、委員の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

（運営委員会の庶務）

第20条 運営委員会の庶務は、学校給食課において処理する。

(2) 学校給食の概要について

1. 目的・目標

学校給食は、学校給食法に基づき実施されるもので、成長期にある児童生徒に栄養バランスのとれた食事を提供するのみならず、食を通じて豊かな人間性を育み、生涯にわたり健康で充実した生活を送る能力を養う学校教育の一環として取り組まれています。

また、学校給食の実施に当たっては、食育の視点を踏まえ次の7つの目標が掲げられています。

- ①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ②日常生活における食事について、正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

2. 給食の提供

印西市では、共同調理場方式を採用し、令和6年4月から高花学校給食センターが稼働し、現在、4か所の給食センターで市内の全小中学校に年間190日給食を提供しています。

献立は、栄養士の資格を持つ職員が栄養バランスを考慮しつつ多様な食材を用いるよう工夫して作成し、お米をはじめ地元食材を積極的に使用してします。

また、週4日の米飯給食を実施し、残り1日は麺やパン食としています。

調理や配送は専門業者に委託しており、職員監督のもと衛生管理を徹底し、1日約12,000食を提供しています。

給食費については、食材費用分として月額で小学校4,620円、中学校5,140円を保護者に負担してもらっています。

3. 給食センター

①中央学校給食センター（コスモスキッチン）

所在地 印西市鹿黒南一丁目5番地

敷地面積 11,333.19 m²

開設 平成29年8月

調理能力 6,000食（3,000食×2）

受配校 （第一調理場）

小林小、原山小、原小、滝野小
（第二調理場）

木下小、大森小、高花小、
小倉台小、西の原小

その他 アレルギー対応給食、給食レストラン実施



②高花学校給食センター

所在地 印西市高花一丁目1番地

敷地面積 5,843.31 m²

開設 令和6年4月

調理能力 3,000食

受配校 内野小、木刈小、船穂小、
牧の原小、



③牧の原学校給食センター

所在地 印西市牧の原二丁目5番地

敷地面積 6,000.01 m²

開設 平成8年4月

調理能力 3,000食

受配校 印西中、船穂中、木刈中、
小林中、原山中、印旛中、
滝野中



④印旛学校給食センター

所在地 印西市美瀬二丁目2番地

敷地面積 4,272.17 m²

開設 平成5年4月

調理能力 2,000食

受配校 六合小、平賀小、本埜小、
いには野小、小林北小、
西の原中、本埜中



(3) 令和5年度事業実施状況及び令和6年度事業実施予定について

①令和5年度事業実施状況

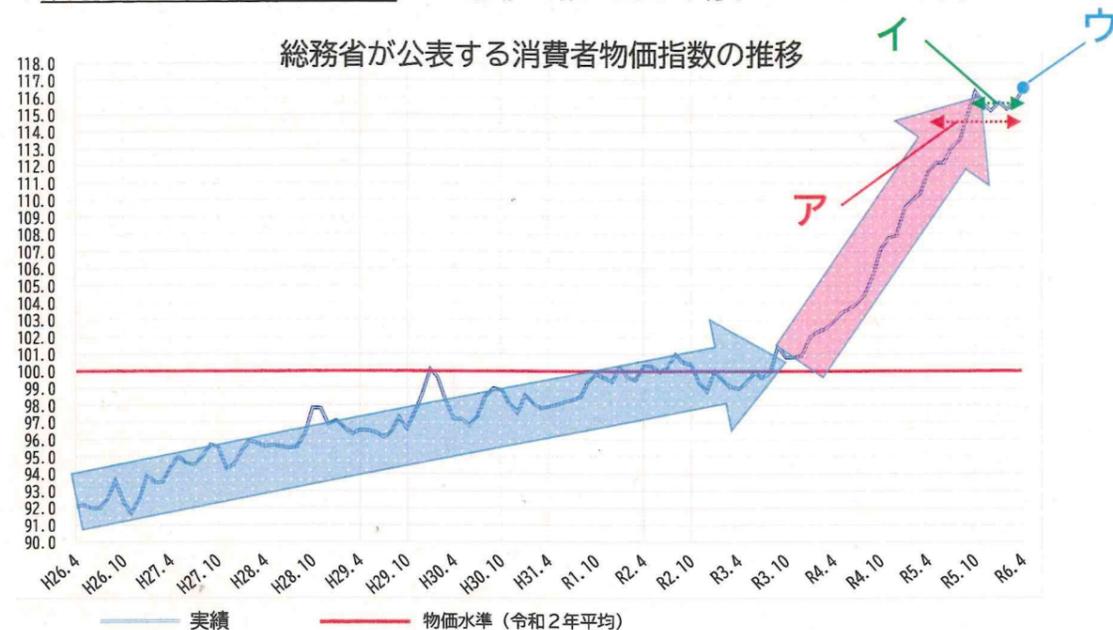
実施期日	事業名	主な内容
7月21日(金)	第1回 運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・役員の選出 ・学校給食センター運営委員会について ・学校給食の概要について ・令和4年度事業実施状況及び令和5年度事業実施予定について ・学校給食費について ・小学校ブロック別学校給食費の設定について ・(仮称)新高花学校給食センターの名称及び建設工事の進捗状況について
11月8日(水)	第2回 運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・給食費負担金の未納の状況について ・第3子以降学校給食費補助金の状況について ・物価高騰の状況について ・高花学校給食センター開設に伴う受配校の変更について ・高花学校給食センター建設工事の現場視察について
3月6日(水)	第3回 運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 ・学校給食費の改定について ・学校給食費の完全無償化について(報告)

②令和6年度事業実施予定

実施期日	事業名	主な内容
6月25日(火)	第1回 運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・役員の選出 ・諮問 ・学校給食センター運営委員会について ・学校給食の概要について ・令和5年度事業実施状況及び令和6年度事業実施予定について ・学校給食費の改定について ・令和7年度以降の学校給食実施回数について ・学校給食費の無償化について(報告)
7月18日(木)	第2回 運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・学校給食費の改定について ・令和7年度以降の学校給食実施回数について ・学校給食費の無償化について(報告)
9月下旬	第3回 運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食費の改定について(答申) ・令和7年度以降の学校給食実施回数について(答申)

学校給食費の改定について

学校給食費の改定は、令和5年2月3日付の学校給食センター運営委員会による答申における「今後の学校給食費の改定方針」により、総務省が公表する食料の消費者物価指数や県内自治体の学校給食費平均額などの推移を踏まえながら行うこととしています。



総務省が公表する消費者物価指数の推移

「食料の消費者物価指数」の実績

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
H26	-	-	-	92.1	92.2	92.0	92.0	92.5	93.6	92.3	91.7	92.5
H27	93.9	93.5	93.5	94.4	95.0	94.6	94.5	95.0	95.7	95.6	94.3	94.5
H28	95.4	95.9	95.8	95.6	95.7	95.6	95.5	95.6	96.3	97.8	97.8	96.9
H29	97.1	96.7	96.3	96.5	96.5	96.4	96.1	96.4	97.3	96.6	97.6	98.6
H30	100.1	99.6	98.2	97.2	97.2	96.8	97.4	98.5	99.0	98.9	98.1	97.6
H31・R01	98.6	98.1	97.8	97.9	98.0	98.2	98.3	98.5	99.4	99.8	99.6	99.4
R02	100.2	99.6	99.5	100.3	100.3	99.9	100.2	101.0	100.5	100.4	99.4	98.8
R03	100.0	99.5	99.1	99.0	99.3	99.9	99.6	99.9	101.4	100.8	100.8	100.9
R04	102.0	102.3	102.5	102.9	103.4	103.6	104.0	104.5	105.6	107.1	107.8	107.9
R05	109.5	110.0	110.4	111.6	112.2	112.2	113.1	113.5	115.0	116.3	115.6	115.2
R06	115.7	115.3	115.7	116.4								

給食費を最後に改定した「平成26年4月」を起点

⇒ 令和5年10月を一度ピークに概ね横ばいとなっていますが、令和6年3月から4月にかけて0.7%上昇しており、今後の傾向は不透明な状況となっています。

総務省が公表する「食料の消費者物価指数」による算出

令和5年2月3日付の答申で示された、「令和2年4月時点」の妥当とする学校給食費（令和2年基準額）に、指標とする期間の食料の消費者物価指数を乗じ算出。

- ア. 直近1年間（令和5年5月～令和6年4月）の平均値・・・「114.7%」
- イ. 物価上昇が一度落ち着きを見せた以降（令和5年10月～令和6年4月）の平均値・・・「115.7%」
- ウ. 最新の値（令和6年4月値 ※5月22日発表）・・・「116.4%」

日額	児童	生徒	①現在の学校給食費	②令和2年基準額	②×消費者物価指数（少数点以下四捨五入）		
			ア 114.7%	イ 115.7%	ウ 116.4%		
日額	児童	267	271	311	314	315	
日額	生徒	297	323	370	374	376	
月額	児童	4,620	4,680	5,369	5,416	5,449	
月額	生徒	5,140	5,580	6,399	6,455	6,494	

参考（日額*190食/11月）

（参考）令和6年度 近隣市の賄材料費及び学校給食費の状況

	小学校 日額（円）		中学校 日額（円）		備考
	賄材料費	保護者負担	賄材料費	保護者負担	
船橋市	314	283	425	385	
佐倉市	※	303	※	376	※ 佐倉市未算出（※・パン代は市負担。他は学校私会計）
成田市	310	270	350	310	
我孫子市	314	270	385	320	
八千代市	310	265	370	317	
柏市（自）	336	265	406	330	自校式
柏市（セ）	329	260	375	305	センター方式
白井市	291	260	343	310	
富里市	281	260	335	310	
八街市	297	256	340	293	
鎌ヶ谷市	280	255	350	291	
近隣市平均	306.2	267.9	367.9	322.5	賄材料費は未算出の佐倉市を含まず
印西市	308	267	367	297	予算単価。賄材料費は物価指数113.5%で算出。
令和5年度県平均	-	274	-	327	令和5年度学校給食実施状況調査数値

小数点以下は四捨五入（近隣市平均を除く）しています。

太字は各市が学校給食費として定めている額です。

賄材料費が細字の場合は、予算額等から算出しているため参考値となります。

低学年と高学年で金額が異なる場合は平均額としています。

令和6年度（2024）学校給食実施予定表

資料5-1

1 学期

2 学期

3 学期

開始日	4月12日（金）
終了日	7月19日（金）

開始日	9月4日（水）
終了日	12月23日（月）

開始日	1月9日（木）
終了日	3月21日（金）

R6	4 月（12日）					
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

9 月（17日）						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

R7	1 月（16日）					
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

5 月（21日）						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

10 月（22日）						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2 月（18日）						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

6 月（20日）						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

11 月（20日）						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

3 月（14日）						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

7 月（14日）						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

12 月（16日）						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

入学式
 中：4月9日（火）
 小：4月10日（水）
 卒業式
 中：令和7年3月
 小：令和7年3月
 O印：始業式、終業式

8 月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

※アレルギー対応マニュアルでは、保護者からのアレルギー回収書類を確認する期間が必要なため、始業式の翌々日以降からの開始としている。新入生分は入学式翌日から給食開始の場合、アレルギーのマニュアルで示す間隔（保護者から3日前までにアレルギー書類の提出が必要）がとれないため、3日前に学校にアレルギー書類を届けるなどの処置または、学年停止などの処置が必要となる（学校の事情により給食の開始時期が遅れる場合は、各学校の停止手続きが必要となる。）。家庭・学校のダブルチェックが原則ですので、確認に漏れのないよう注意が必要となる。

（ 1 学期 67 回 ）

（ 2 学期 75 回 ）

全 190 回
 （ 3 学期 48 回 ）

令和7年度(2025年度)学校給食実施予定表 (案)

始業式	4月7日(月)
開始日	4月14日(月)
終了日	7月17日(木)
終業式	7月18日(金)

始業式	9月1日(月)
開始日	9月2日(火)
終了日	12月22日(月)
終業式	12月23日(火)

始業式	1月7日(水)
開始日	1月8日(水)
終了日	3月23日(月)
終業式	3月24日(火)

R7	4月	(12 日)				
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	⑦	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

	9月	(19 日)				
日	月	火	水	木	金	土
	①	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

R8	1月	(16 日)				
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	⑦	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

	5月	(20 日)				
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

	10月	(22 日)				
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

	2月	(18 日)				
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

	6月	(21 日)				
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

	11月	(18 日)				
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

	3月	(15 日)				
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	⑭	25	26	27	28
29	30	31				

	7月	(13 日)					
日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	⑮	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30	31			

	12月	(16 日)						
日	月	火	水	木	金	土		
			1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13		
14	15	16	17	18	19	20		
21	22	⑯	24	25	26	27		
28	29	30	31					

1学期 (66 日)

2学期 (75 日)

3学期 (49 日)

令和7年度 (190 日)

No.	1						2					3					4					5				
市町名	A						B					C					D					E				
設定根拠	年間195日を上限として、始業式の翌日から終業式の前日まで提供する。 ※195日は、毎月の給食費を根拠としている。 ●●●●学校給食センター管理運営規則(休業日)第6条は、●●●●学校管理規則(休業日等)第19条の2第1項第1号から第5号までに定める日 (1)学年始め休業日 4月1日から起算して4日間。(日曜日及び土曜日に当たる日数は、当該期間に算入しない) (2)夏季休業日 7月21日から8月31日まで (3)冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで (4)学年末休業日 3月25日から3月31日まで (5)県民の日 (6)臨時休業日 学年を通じて7日以内で、校長があらかじめ教育委員会の承認を得て定める日						●●●●学校給食センターの管理運営に関する規則: 学校給食の休業日次のとおりとする。 ①学年始め休業日 4月1日から起算して日曜日及び土曜日を除く4日を経過する日まで ②夏季休業日 7月21日から8月31日まで ③冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで ④学年末休業日 3月25日から3月31日まで ⑤県民の日 ⑥臨時休業日 学年を通じて7日以内で、校長があらかじめ教育委員会の承認を得て定める日 ⑦日曜日及び土曜日並びに祝日 ⑧始業式の翌日から終業式の前日まで提供する。 ※年度192回から193回の給食の提供となります。					365日から休日、祝・祭日、始業式、終業式、終業式の前日、卒業式、学年はじめの休日、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日、県民の日、を除いた日					例年、187日の給食センター稼働日から給食を実施しない日(補足事項参照)を除いた184日を給食実施日としている。					本市給食センターで契約している運営・維持管理業務委託では、提供回数によって委託料を支払う内容としていることから、明確に給食回数を規定していない。このため、給食回数については、毎年、教育課程・カリキュラム等の学校行事の日程と調整して決定している。				
基本回数	195						設定はしていない。					190					184					187				
学期	月	回数	開始及び終了日	理由等	始業式	終業式修了式	回数	開始及び終了日	理由等	始業式	終業式修了式	回数	開始及び終了日	理由等	始業式	終業式修了式	回数	開始及び終了日	理由等	始業式	終業式修了式	回数	開始及び終了日	理由等	始業式	終業式修了式
1 学 期	4月	開始	15	4/10(月)	始業式の翌日	4/7(金)	15	4/10(月)	始業式の翌営業日	4/7(金)	15	4/10(月)	学年はじめの休日 始業式の翌日	4/7(金)	13	4/12(水)	小学校入学式の翌日	4/6(木)	12	4/13(木)	始業式後、中3日間あける。※令和5年度は中2日としているが、基本は、中3日としている。	4/7(金)	12	4/13(木)		
	5月		20				20					20						20								
	6月		21				21					21		県民の日					21							
	7月	終了	12	7/19(水)	終業式の前日	7/20(木)	12	7/19(水)	終業式の前日	7/20(木)	11	7/18(火)	終業式の前々日 夏季休業日	7/20(木)	11	7/18(火)	終業式の前々日	7/20(木)	12	7/19(水)	終業式の前日	7/20(木)				
	8月																		2	8/30(水)	学校行事の日程により、8月から給食提供を開始	8/25(金)				
	小計		68				68					67						65					67			
2 学 期	9月	開始	19	9/4(月)	始業式の翌日	9/1(金)	19	9/4(月)	始業式の翌営業日	9/1(金)	19	9/4(月)	始業式の翌日	9/1(金)	19	9/4(月)	始業式の翌日	9/1(金)	20							
	10月		21				21					21							21							
	11月		20				20					20							20							
	12月	終了	15	12/21(木)	終業式の前日	12/22(金)	15	12/21(木)	終業式の前日	12/22(金)	14	12/20(水)	終業式の前々日 冬季休業日	12/21(木)	15	12/21(木)	終業式の前日	12/22(金)	15	12/21(木)	終業式の前日	12/22(金)				
	小計		75				75				74							75					76			
3 学 期	1月	開始	16	1/10(水)	始業式の翌日	1/9(火)	16	1/10(水)	始業式の翌日	1/9(火)	16	1/10(水)	冬季休業日 始業式の翌日	1/9(月)	14	1/12(金)	食材業者や調理委託企業の業務日程の調整による	1/9(火)	16	1/10(水)	納品業者に発注後、中2日間あける	1/9(火)				
	2月		19				19					19							19							
	3月	終了	14	3/21(木)	修了式の前日	3/22(金)	14	3/21(木)	修了式の前日	3/22(金)	13	3/19(火)	卒業式、修了式の前々日 学年末休業日	3/22(水)	13	3/19(火)	終了式の前々日	3/22(金)	12	3/18(月)	給食回数の調整のため	3/25(月)				
	小計		49				49				48							46				47				
合計		192				192				189							186				190					

No.	6						7					8					9					10				
市町名	F						G					H					I					J				
設定根拠	始業式及び終業式(修了式)を行う日並びに終業式(修了式)を行う日の前日を除いた日を実施日とする。 ※第1学期は、小学校入学式の翌日から実施日とする。 ※小学1年生は、入学式の1週間後を開始日とする。						年間184日を上限としている 根拠は毎月の給食費から算出している					年間187回を上限として、始業式(長期休業終了)の翌日または翌々日から終業式・修了式(長期休業開始)の前日または前々日まで提供する。					始業式から終業式まで提供する。ただし、冬季休業明けの始業式の日は提供しない。なお、始業式や終業式の提供は学校により異なる。					年間185日以上 (●●●学校給食センターの管理及び運営に関する規則第2条) ※190日は、毎月の給食費を根拠としている。				
基本回数	190						184					187					200(年により異なる)					190				
学期	月	回数	開始及び終了日	理由等	始業式	終業式 修了式	回数	開始及び終了日	理由等	始業式	終業式 修了式	回数	開始及び終了日	理由等	始業式	終業式 修了式	回数	開始及び終了日	理由等	始業式	終業式 修了式	回数	開始及び終了日	理由等	始業式	終業式 修了式
1 学 期	4月	開始	14	4/11(火)	小学校入学式の翌日	4/6(木)	14	4/11(火)	各学校の行事予定等による	4/6(木)		15	4/10(月)	始業式の翌日 ※4/7入学式	4/6(木)		17	4/6(木)	始業式	4/6(木)		15	4/10(月)	始業式後 回数調整	4/6(木)	
	5月		20				20		各学校の行事予定等による			18		体育祭代休、予備日-2日			20					20				
	6月		21				21		各学校の行事予定等による			22					21					21				
	7月	終了	11	7/18(火)	終業式の前々日	7/20(木)	13	7/20(木)	各学校の行事予定等による		7/20(木)	9	7/13(木)	夏季休業開始前々日			-	14	7/21(金)	終業式		7/21(金)	10	7/14(金)	終業式後 夏季の食中毒予防期間として終了を早め	7/20(木)
	8月											3	8/29(火)	夏季休業終了翌々日	8/27(日) 夏季休業終了											
	小計		66				68					67						72					66			
2 学 期	9月	開始	19	9/4(月)	始業式の翌日	9/1(金)	19	9/4(月)	各学校の行事予定等による	9/1(金)		20					20	9/1(金)	始業式	9/1(金)		19	9/4(月)	始業式の翌日	9/1(金)	
	10月		21				21		各学校の行事予定等による			16	10/3(火)終了 10/12(木)開始	前期終了前々日	10/11(水)	10/5(木)	19					21				
	11月		20				20		各学校の行事予定等による			20					20					20				
	12月	終了	14	12/20(水)	終業式の前々日	12/22(金)	16	12/22(金)	各学校の行事予定等による		12/22(金)	15	12/21(木)	冬季休業開始前々日			-	16	12/21(木)	終業式		12/21(木)	15	12/21(木)	終業式の前日	12/22(金)
	小計		74				76					71					75					75				
3 学 期	1月	開始	16	1/10(水)	始業式の翌日	1/9(火)	16	1/10(水)	各学校の行事予定等による	1/9(火)		16	1/10(水)	冬季休業終了翌々日			-	17	1/9(火)	始業式の翌日	1/8(月)		16	1/10(水)	始業式の翌日	1/9(火)
	2月		19				19		各学校の行事予定等による			19					19					19				
	3月	終了	12	3/19(火)	修了式の前々日	3/22(金)	14	3/21(木)	各学校の行事予定等による		3/22(金)	14	3/22(金)	修了式の前日			3/25(月)	15	3/22(金)	修了式		3/22(金)	14	3/21(木)	修了式の前日	3/22(金)
	小計		47				49					49					51					49				
合計		187				193					187						198					190				

No.	11						12					13					14					15					
市町名	K						L					印西市					M					N					
設定根拠	年間188日を上限として提供する。根拠不明。						年間189日を基本として、提供日を設定している。					平成19年に市議会において、学校給食における実施日数の増加に関する請願が上程され、採択されたことを受け、現在の日数となった。					●学校給食費に関する条例施行規則により、年度ごとに教 育長が基準となる実施回数を定めている。					小学校入学式の翌日から修了式前日まで提供する。					
基本回数	188						189回(令和5年度は188回)					190					基本回数は特に定めていない					189回(令和5年度)					
学期	月	回数	開始及び 終了日	理由等	始業式	終業式 修了式	回数	開始及び 終了日	理由等	始業式	終業式 修了式	回数	開始及び 終了日	理由等	始業式	終業式 修了式	回数	開始及び 終了日	理由等	始業式	終業式 修了式	回数	開始及び 終了日	理由等	始業式	終業式 修了式	
1 学 期	4月	開始	13	4/12(水)	中学校入学式の 翌日 ※小学校は 入学式翌日の 4/13(木)開始	4/6(木)	13	4/12(水)	各学校の人数 の確定等に日 数を要するた め。	4/6(木)	13	4/12(水)	学校が保護者か らのアレルギー 回収書類の確認 に2日程度を要 するため	4/7(金)	16	4/7(金)	始業式の翌日	4/6(木)	12	4/13(木)	小学校入学 式の翌日	4/6(木)	12	4/13(木)	小学校入学 式の翌日	4/6(木)	
	5月		20				20				20				20				20			20					
	6月		21				21				21				21				21			21					
	7月	終了	12	7/19(水)	終業式の前日	7/20(木)	10	7/14(金)	中学校終業式 当日のため	中 小	7/14 7/20	13	7/20(木)	終業式の当日	7/20(木)	12	7/19(水)	終業式の前日	7/20(木)	12	7/19(水)	終業式の 前日	7/20(木)	12	7/19(水)	終業式の 前日	7/20(木)
	8月																										
	小計		66				64					67						69					65				
2 学 期	9月	開始	18	9/5(火)	原則として始業 式の翌日 ※年間188日にす るための調整	9/1(金)	19		始業式翌日	9/1(金)	18	9/5(火)	学校が保護者か らのアレルギー 回収書類の確認 に2日程度を要 するため	9/1(金)	19	9/4(月)	始業式の翌日	9/1(金)	19	9/4(月)	始業式の 翌日	9/1(金)	19	9/4(月)	始業式の 翌日	9/1(金)	
	10月		21				21				21				21				21			21					
	11月		20				20				20				20				20			20					
	12月	終了	15	12/21(木)	終業式の前日	12/22(金)	15	12/21(木)	終業式前日	12/22(金)	16	12/22(金)	終業式の当日	12/22(金)	15	12/21(木)	終業式の前日	12/22(金)	15	12/21(木)	終業式の 前日	12/22(金)	15	12/21(木)	終業式の 前日	12/22(金)	
	小計		74				75				75				75				75			75					
3 学 期	1月	開始	16	1/10(水)	始業式の翌日	1/9(火)	16	1/10(水)	始業式の翌日	1/9(火)	15	1/11(木)	学校が保護者か らのアレルギー 回収書類の確認 に2日程度を要 するため	1/9(火)	16	1/10(水)	始業式の翌日	1/9(火)	16	1/10(水)	始業式の 翌日	1/9(火)	16	1/10(水)	始業式の 翌日	1/9(火)	
	2月		19				19				19				19				19			19					
	3月	終了	13	3/21(木)	修了式の前日 ※卒業式当日を 除く	3/22(金)	14	3/21(木)	修了式の前日	3/22(金)	14	3/21(木)	終業式の前日	3/22(金)	14	3/21(木)	終了式の前日	3/22(金)	13	3/21(木)	修了式の 前日	3/22(金)	13	3/21(木)	修了式の 前日	3/22(金)	
	小計		48				49				48				49				48			48					
合計		188				188				190				193				188									